

告 示

埼玉県告示第九十一号

測量計画機関である日高市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年一月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

日高市

二 作業種類

公共測量 デジタル航空写真（地上画素寸法十センチメートル）

三 作業地域

日高市全域

四 作業期間

令和五年十二月十五日から令和六年三月十五日まで